

2025年度 協会けんぽ北海道支部の収支（暫定版）について

■収入

（百万円）

	計	保険料収入		その他収入		
			一般分		債権回収 以外	債権回収 ^{注1}
全国計	11,101,881	11,054,642	11,053,235	47,240	31,739	15,501
北海道	465,218	463,336	463,279	1,882	1,290	592

■支出

（百万円）

計		医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）						現金給付 費等 （国庫補助 等を除く）	前期高齢者 納付金等 （国庫補助 を除く）	業務経費 （国庫補助 を除く）	一般管理費 （国庫負担 を除く）	その他支出	2023年度のインセンティブ 注6				
		医療給付費（国庫補助を除く）				年齢調整額 注2	所得調整額 注2						2023年度 の収支差 の精算 注5	加算額	減算額		
		(A) - (B)	医療給付費 (A) 注3	災害特例分(B)													
				2023年度の 協会手当分 (B1) 注4	波及増分 (B2) 注4・7												
全国計	10,422,374	5,860,630	5,860,630	5,862,500	431	1,439	-	-	574,713	3,652,979	196,277	84,474	53,300	-	-	10,351	▲ 10,351
北海道	437,176	252,403	273,909	273,909			▲ 14,493	▲ 7,014	23,364	148,505	7,979	3,434	2,167	▲ 1,099	423	423	0

■収支差

（百万円）

	収入－支出	地域差分	
		全国平均分	地域差分
全国計	679,508	679,508	-
北海道	28,042	27,624	418

【2025年度の支部別収支差（地域差分）と保険料率換算（試算）について】

北海道支部の収支差 28,042百万円 は、全国平均分の収支差 27,624百万円 と比較して 418百万円 上回った。

→ 418百万円 は2027年度の収入に加算され、保険料率に換算すると概ね0.01%（※）の引き下げに働く。

（※2025年度総報酬の実績に基づく試算）

- （注）1. 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
2. 「年齢調整額」、「所得調整額」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
3. 医療給付費は、東日本大震災及び2024年能登半島地震による窓口負担減免措置に伴う2025年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う2023年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。
また、(B2)は、東日本大震災及び2024年能登半島地震に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。
5. 「2023年度の収支差の精算」は、2023年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
6. 「インセンティブ」は、2023年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額(健康保険法施行令第45条の2第1号口及びニ並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの)を表す。
7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災及び2024年能登半島地震による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。